

○米沢市住民基本台帳の閲覧に関する要綱

平成 18 年 11 月 1 日

告示第 233 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。)第 11 条及び第 11 条の 2 に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関して必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の請求及び申出)

第 2 条 法第 11 条第 1 項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を市長に提出するものとする。

(1) 法第 11 条第 2 項各号に定める事項

(2) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令(昭和 60 年自治省令第 28 号。以下「省令」という。)

第 1 条第 2 項各号に定める事項

(3) その他市長が必要と認める事項

2 法第 11 条の 2 第 1 項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出をしようとする者は、当該申出に係る閲覧をしようとする日の 14 日前までに次に掲げる事項を記載した書類を市長に提出するものとする。

(1) 法第 11 条の 2 第 2 項各号に定める事項

(2) 省令第 2 条第 2 項各号に定める事項

(3) その他市長が必要と認める事項

(令元告示 38・全改、令 2 告示 7・一部改正)

(承認等)

第 3 条 市長は、前条第 2 項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出を行った者(以下「申出者」という。)に当該申出に係る閲覧をさせ、又は閲覧をさせないことについて速やかに当該申出者に通知するものとする。

2 市長は、個人である申出者の法第 11 条の 2 第 3 項に規定する申出を受けたときは、当該申出を承認し、又は承認しないことについて当該申出者に通知するものとする。

(令元告示 38・一部改正)

(本人確認の照会の回答書)

第 4 条 省令第 2 条第 3 項第 2 号に規定する回答書とは、次に掲げる事項を記載した書類とする。

(1) 回答年月日

(2) 閲覧者の氏名及び住所

(3) 閲覧者が第 2 条第 2 項に規定する申出に係る書類を提出した者である旨の誓約事項

(4) その他市長が必要と認める事項

(令元告示 38・全改)

(公表)

第 5 条 市長は、毎年 1 回、法第 11 条第 3 項及び第 11 条の 2 第 12 項の規定による公表を行うものとする。

2 前項に規定する公表は、米沢市公告式条例(昭和 25 年米沢市条例第 12 号)第 2 条第 2 項に規定する掲示場へ掲示するほか、次に掲げる方法のうち 1 以上の方法によって行うものとする。

(1) 本市の発行する広報紙への掲載

(2) インターネットの利用

(3) その他市長が適当と認める方法

(平 20 告示 14・一部改正)

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 2 月 12 日告示第 14 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 25 日告示第 60 号)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 24 日告示第 38 号)

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の米沢市住民基本台帳の閲覧に関する要綱の定める様式は、この要綱の施行の日以後も、なお当分の間使用することができる。

附 則(令和 2 年 1 月 21 日告示第 7 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

年 月 日

米沢市長 あて

住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求書（一般用）

㊟

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第1号の規定に基づき、
住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。

| | | | | |
|------------|----|--|----|--|
| 請求機関の名称 | | | | |
| 閲覧者 | 職名 | | 氏名 | |
| 事務責任者 | 職名 | | 氏名 | |
| 請求事由 | | | | |
| 請求に係る住民の範囲 | | | | |

年 月 日

米沢市長 あて

住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求書（犯罪捜査等用）

㊟

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第1号の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。

| | | | | |
|---------------------|----|--|----|--|
| 請求機関の名称 | | | | |
| 閲覧者 | 職名 | | 氏名 | |
| 事務責任者 | 職名 | | 氏名 | |
| 請求を必要とする事務の内容 | | | | |
| 根拠法令 | | | | |
| 請求事由を明らかにすることが困難な理由 | | | | |
| 請求に係る住民の範囲 | | | | |

年 月 日

米沢市長 あて

住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出書

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2の規定に基づき、
住民基本台帳の一部の写しの閲覧を申出します。

| | | | |
|-------------------------------------------|-------------------|---------------|--|
| 申 出 者 | 氏名 (法人名及び代表者名) | ⑩ (自署又は押印) | |
| | 住所 (所在地) | | |
| 共同申出者 (共同申出者 がいる場合の み記入) | 氏名 (法人名及び代表者名) | ⑩ (自署又は押印) | |
| | 住所 (所在地) | | |
| 閲覧事項の 利用目的 | | | |
| 申出に係る 住民の範囲 | | | |
| 閲 覧 者 | 氏名 | | |
| | 住所 | | |
| 閲覧事項取 者の 範 囲 (法人の場合の み記入) | 活動責任者 | 住所 (役職名) | |
| | | 氏名 | |
| | | | |
| 閲覧事項の 管 理 方 法 | | | |
| 調査研究の 内 容 (調査研究に 利用する場合 のみ記入) | 成果の取扱い | | |
| | 実施体制 | | |
| 委 託 者 (委託者がい る場合のみ記 入) | 氏名 (法人名及び代表者名) | | |
| | 住所 (所在地) | | |

記 号 番 号
年 月 日

様

米沢市長



住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する通知書

年 月 日付けで受理した住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出について、
下記のとおり決定したので通知します。

記

| | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|---------|
| 閲覧の可否 | 可 ・ 否 | |
| 閲覧させるとした場合の 閲覧の日時及び場所 | 日 時 | 年 月 日 時 |
| | 場 所 | |
| 閲覧手数料 | 無料 ・ 一世帯300円 | |
| 閲覧をさせないとした根 拠法令、理由等 | | |
| 委託者の承認の可否 | 承認する ・ 承認しない | |
| 承認した委託者 | 氏名 (法人及び代表者名) | |
| | 住所 (所在地) | |
| 委託者を承認しない理由 | | |
| この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に米沢市長に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に米沢市を被告（米沢市長が被告の代表となります。）として、この決定の取消しの訴えを提起することができます。 | | |

記 号 番 号
年 月 日

様

米沢市長



住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出に係る閲覧者に関する照会(回答)書

住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する通知書（ 年 月 日付第 号）により、閲覧を行う際には、下記のものをご持参ください。

記

(持参するもの)

- ・ 回答書（署名押印したもの）
- ・ 閲覧者の本人確認ができる公的機関発行の顔写真つき身分証明書（個人番号カード、運転免許証など）
- ・ 申出した法人または組織に属した職員等であることを証明できるもの（社員証など）
- ・ 印鑑（スタンプ印は不可）

米沢市 市民環境部市民課記録担当

Tel 0238-22-5111

| |
|-----------------------------------------------------|
| 年 月 日 |
| 回答書 |
| 米沢市長 あて |
| 年 月 日に提出した住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出書に係る閲覧者は、私であることに相違ありません。 |
| 住所 _____ |
| 氏名 _____ (印) |

本書の有効期限 年 月 日